

第 1 編 総 論

第 1 章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関等が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。作成に当たっては、基本指針を踏まえ、県国民保護計画に基づくものとする。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる次の事項について定める。

ア 市の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項

イ 市が実施する国民保護法第16条第1項及び第2項に規定する国民の保護のための措置に関する事項

ウ 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項

エ 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項

オ 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

カ 前各号に掲げるもののほか、市の区域に係る国民の保護のための措置に関し市長が必要と認める事項

(4) 市国民保護計画の対象となる者及び対象となる地域

・対象となる者

市内に居住又は滞在している者（市外からの避難住民も含む）

・対象となる地域

市内全域（市域を越える避難を実施する場合は、避難先地域も含む）

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、次の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態における対処

なお、その他、資料編を別冊として編集する。資料編に掲載する資料は、随時、情報を更新する。

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画は、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会に諮るとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、県知事に協議し、市議会に報告し、公表する。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び県知事への協議は要しない。

第2章 市の国民保護措置に関する基本方針

1 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合、協力を要請された国民は、自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとされていることに留意する。また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 要配慮者への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者の保護について留意する。また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 市及び関係機関の事務又は業務の大綱等

1 平塚市

- (1) 市国民保護計画の作成
- (2) 市国民保護協議会の設置、運営
- (3) 市国民保護対策本部及び市緊急処理事態対策本部の設置、運営
- (4) 組織の整備、訓練
- (5) 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
- (6) 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- (7) 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- (8) 国民生活の安定に関する措置の実施
- (9) 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

2 神奈川県

- (1) 県国民保護計画の作成
- (2) 県国民保護協議会の設置、運営
- (3) 県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）及び県緊急処理事態対策本部の設置、運営
- (4) 組織の整備、訓練
- (5) 警報の通知
- (6) 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施
- (7) 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- (8) 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- (9) 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- (10) 交通規制の実施
- (11) 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

3 指定地方行政機関

- (1) 関東農政局
 - ア 武力攻撃災害時における応急用食料の調達・供給に関する事務
 - イ 農業関連施設の応急復旧
- (2) 第三管区海上保安本部（湘南海上保安署）
 - ア 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達

- イ 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保
- ウ 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等
- エ 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示
- オ 海上における消火・防除活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

4 自衛隊

武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等

5 指定公共機関

(1) 東京電力ホールディングス（株）

- ア 施設の整備及び点検
- イ 被災地に対する電力供給の確保
- ウ 被災施設の応急復旧

(2) 東京ガス（株）

- ア 施設の整備及び点検
- イ 被災地に対する燃料供給の確保
- ウ 被災施設の応急復旧

(3) 神奈川中央交通（株）

避難住民の運送の確保

(4) 東日本旅客鉄道（株）

- ア 避難住民の運送及び緊急物資の運送の確保
- イ 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧

(5) 東日本電信電話（株）

- ア 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力
- イ 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
- ウ 電気通信施設の被害調査及び復旧

(6) 日本郵便（株）

郵便物の送達の確保

6 指定地方公共機関

(1) （公社）神奈川県LPガス協会

- ア 施設の整備及び点検
- イ 被災地に対する燃料供給の確保
- ウ 被災施設の応急復旧

(2) （一社）神奈川県トラック協会

緊急物資の運送の確保

第4章 市の地理的、社会的特徴

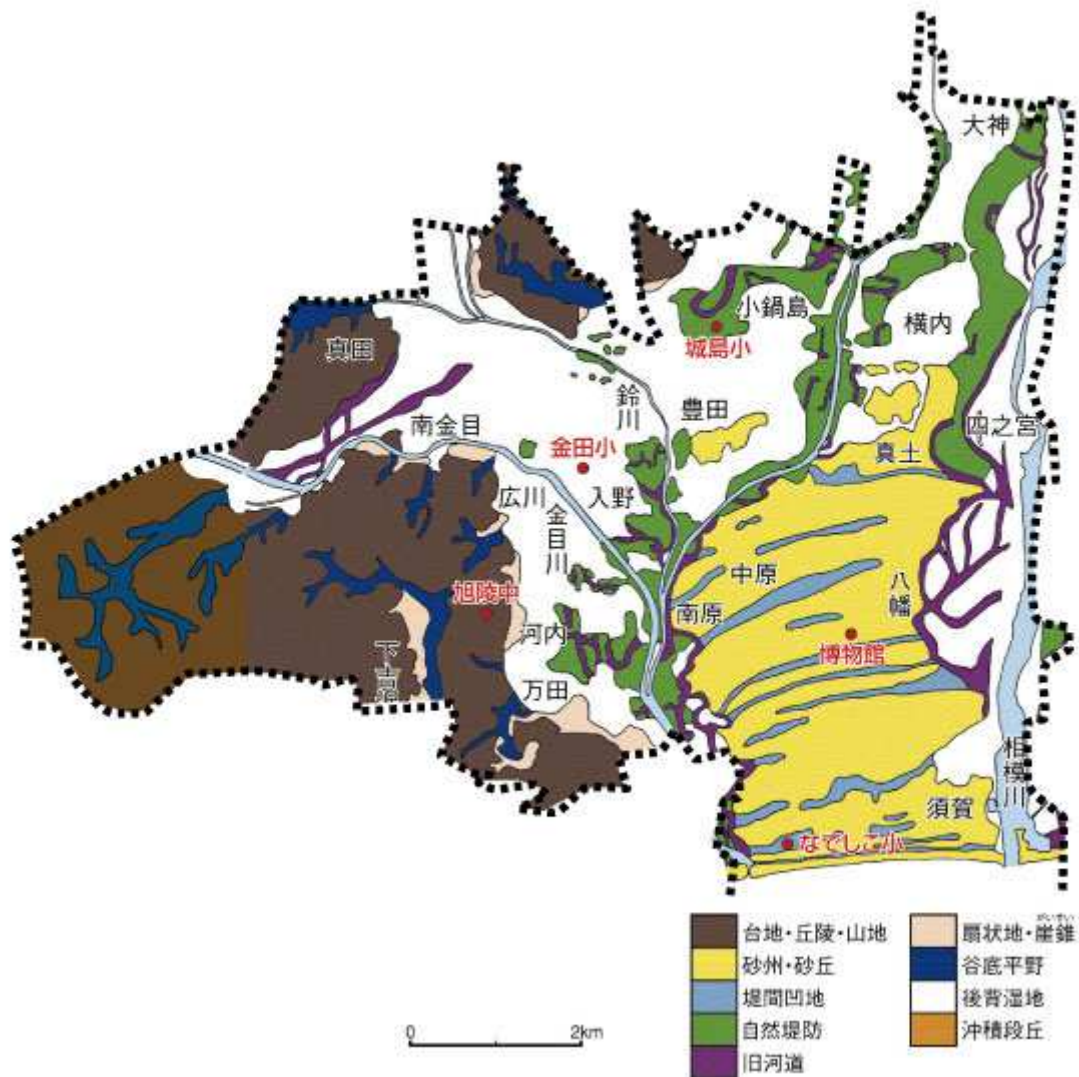
1 地理的特徴

(1) 地形

本市は、首都50キロ圏にあたる神奈川県ほぼ中央南部に位置する商・工・農業の均衡のとれた複合都市で、東京からJR東海道本線を西下し約65分のところに位置する。東方は、相模川を隔て茅ヶ崎市・寒川町に、北方は、厚木市・伊勢原市・秦野市の各市に、西方は、中井町・二宮町、金目川を挟んで大磯町に隣接し、南方は、相模湾に面している。

市域は、相模平野の南部に位置し、約4,800mの海岸線から西北に広がる扇形をなしている。地形は、相模川と金目川の下流域に発達した平野とそれを取り囲む台地及び丘陵からなっている。背後に丹沢大山山麓を控え、富士山、箱根連山を遠望する四季温和な気候に恵まれた住みよい土地である。

平塚市の地形



(出典：相模川流域の自然と文化(1993年)平塚市博物館)

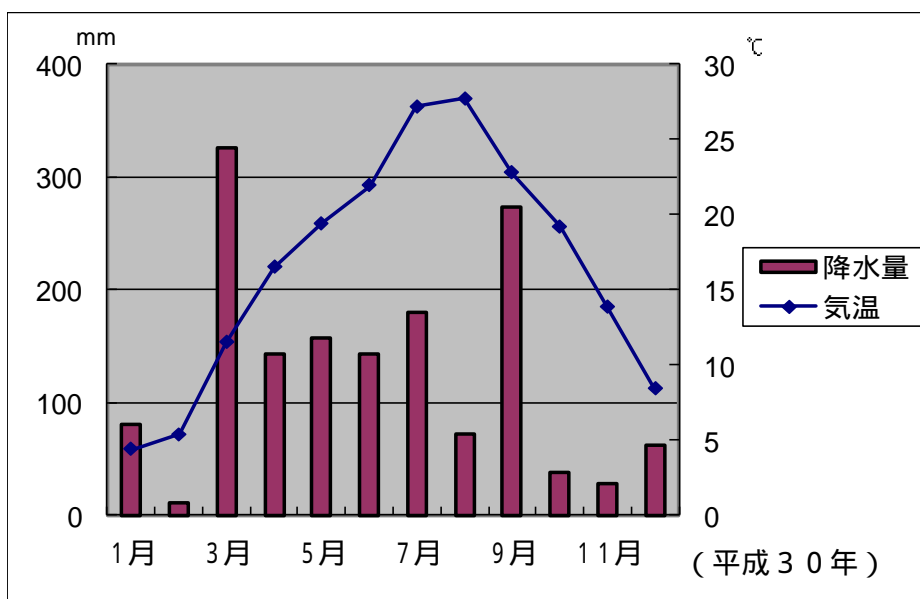
(2) 気候

本市は、日本海流の影響を受けるため、温暖な海洋性の気候となっている。1～2月の寒冷期の気温でさえも平均気温5～6度であり、冬も割合温暖である。また、7～8月の盛夏期では平均気温26～27度で比較的涼しい。

雨量は、年間平均1,600ミリ程度で、季節的に見ると、夏期多雨で、冬期の降水量は少ない。

湿度は年間平均約70%で、梅雨期から秋期にかけて高く、冬期から春先にかけて乾燥する。

風向については南西又は北東の微風が吹き、特に冬の乾燥期に西方又は北西からの強風が吹くことがある。また、毎年8～10月には数度、台風が襲来する。



2 社会的特徴

(1) 人口分布

本市の人口は、平成31年1月1日現在、257,879人(男129,150人、女128,729人)で、県人口の約3%を占め、県内で6番目となっている。

人口密度は、1平方キロメートル当たり3,802人である。

地区別の人口分布状況(総人口に占める割合)は、次のとおりとなっている。

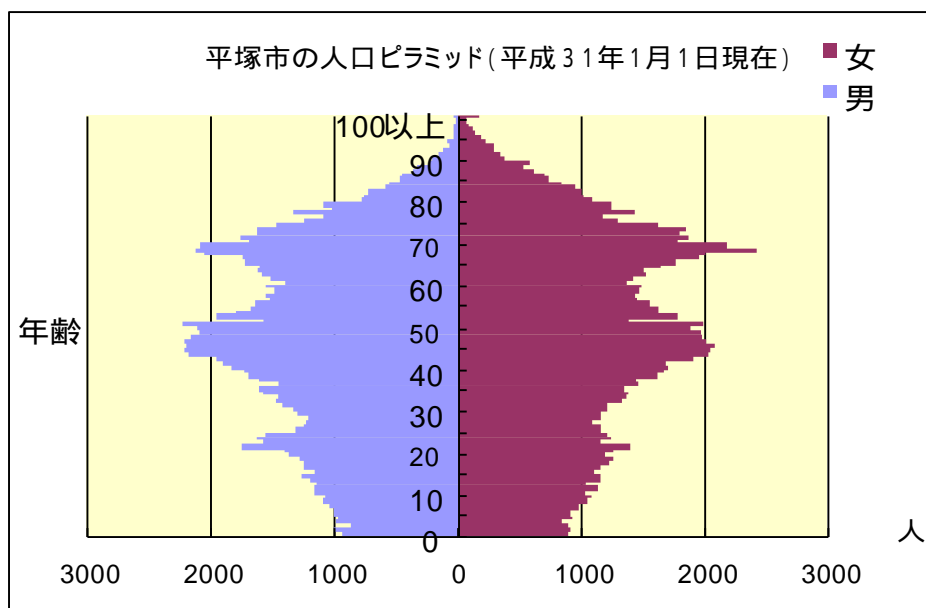
平成31年1月1日現在

地区名	面積 (km ²)	世帯数	人口(人)			人口密度 (1km ²)	分布割合 (%)
			総数	男	女		
平塚	11.56	36,327	79,735	39,296	40,439	6,897	31.0
大野	10.21	24,950	58,041	29,506	28,535	5,685	22.6
豊田	3.19	2,095	5,330	2,649	2,681	1,671	2.1
神田	6.70	10,176	23,628	11,876	11,752	3,527	9.1
城島	4.01	1,473	3,920	1,951	1,969	978	1.5
岡崎	3.48	3,586	9,192	4,598	4,594	2,641	3.5
金田	3.00	3,975	9,971	4,915	5,056	3,324	3.9

旭	6.35	17,069	40,799	20,177	20,622	6,425	15.8
土 沢	12.15	2,280	7,157	3,609	3,548	589	2.7
金 目	7.23	9,203	20,106	10,573	9,533	2,781	7.8
合 計	67.88	111,134	257,879	129,150	128,729	3,802	100.0

(注) 市全域の人口密度は、平成27年3月1日現在人口までは総務省統計局が推計した面積(67.82平方キロメートル)で算出し、平成27年4月1日現在人口からは「全国都道府県市区町村別面積調」による参考値の面積(67.82平方キロメートル)で算出している。

年齢別の人口分布状況は、次のとおりとなっている。



平成27年国勢調査(平成27年10月1日実施)の結果では、昼間人口は256,896人、夜間人口(常住人口)は258,227人となっており、昼夜間人口比率は99.5である。

本市からの流出人口(本市以外を就業地、就学地として流出している人口)は、県内各市町村へは41,200人、県外へは12,099人となっている。一方、本市への流入人口(本市を就業地、就学地として流入している人口)は、県内各市町村から46,092人、県外から5,876人となっている。

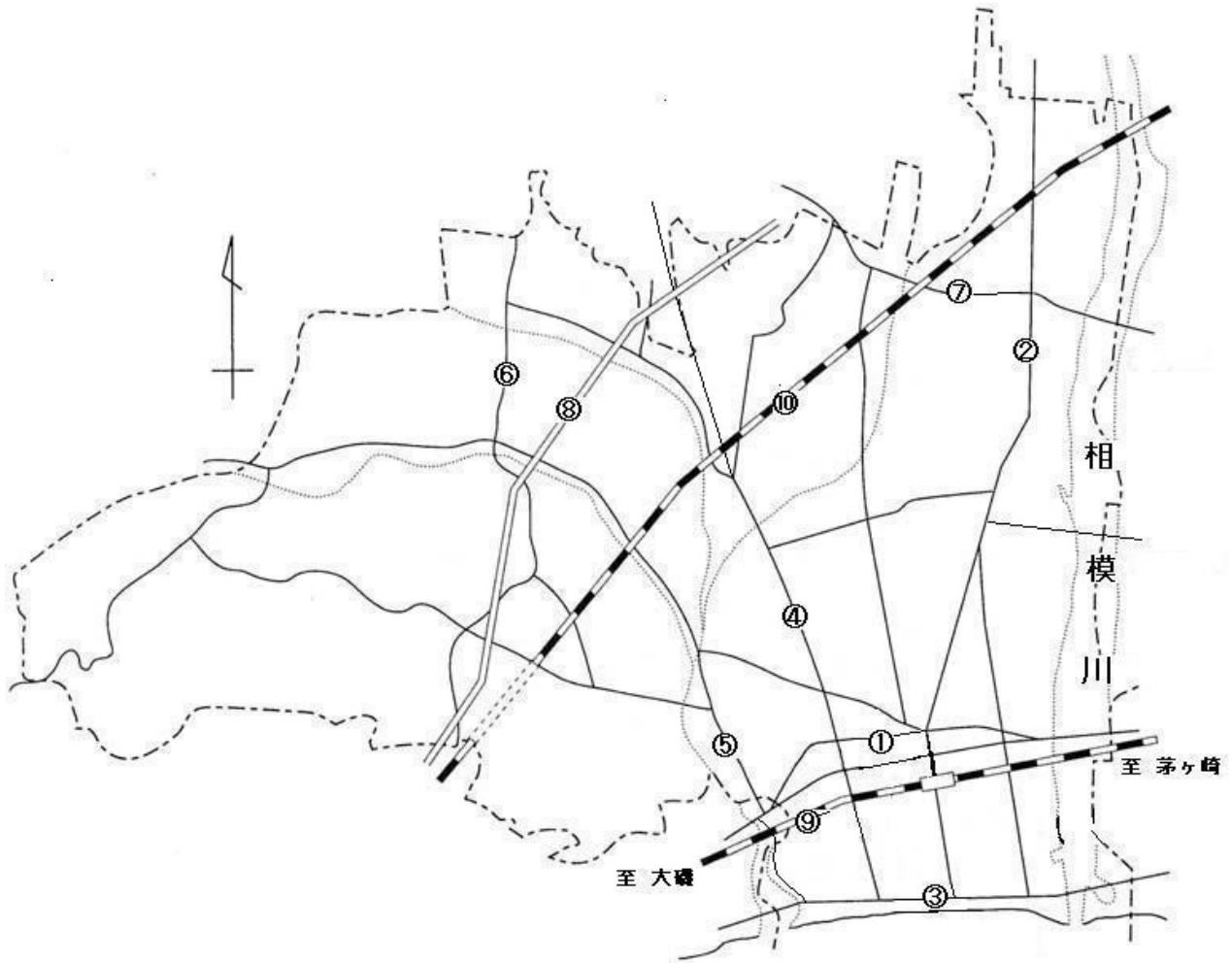
(2) 道路

本市域の道路網のうち、国道は、本市南部の海岸線に沿って東西に横断する国道134号、同様にJR東海道本線の北方を東西に横断する国道1号、市の東部を南北に縦断する国道129号、市北東部の厚木市から市南西部の大磯町へ繋がっている国道271号(自動車専用道路)がある。主な県道は、金目川に沿って国道1号から秦野市へと繋がっている県道62号、本市のほぼ中央部を南北に国道134号から伊勢原市へと繋がっている県道61号、市北東部を寒川町から伊勢原市へと東西に横断している県道44号、市西部を大磯町から伊勢原市へと南北に縦断している県道63号等がある。市道については、幹道が58路線ある。

(3) 鉄道

鉄道は、JR東海道本線が国道1号と国道134号に挟まれる形で、市南部を東西に横断している。平塚駅は市のやや東側に位置し、平成30年度の日平均の乗車人員は約62,000人となっている。

平塚市の幹線道路、鉄道



道路

- 国道1号
- 国道129号
- 国道134号
- 県道61号
- 県道62号

- 県道63号
- 県道44号
- 国道271号
(自動車専用道路)

鉄道

- JR東海道本線
- 東海道新幹線

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている次の4種類の事態を対象とする。

【武力攻撃事態の種類】

攻撃の種別	攻撃の特徴
(1)着上陸侵攻	<p>ア 船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標になりやすく、航空機による場合は、沿岸部に近い空港が攻撃目標となりやすい。</p> <p>イ 国民保護措置を実施すべき地域が広範囲、期間が比較的長期に及ぶことも想定される。</p>
(2)ゲリラや特殊部隊による攻撃	<p>ア 突発的に被害が発生することもある。</p> <p>イ 被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的だが、攻撃目標となる施設の種類によっては、大きな被害が生じる恐れがある。</p> <p>ウ NBC兵器やダーティボム（爆薬と放射性物質を組み合わせ、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾）が使用されることも想定される。</p>
(3)弾道ミサイル攻撃	<p>ア 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標の特定が極めて困難であり、短時間での着弾が予想される。また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。</p> <p>イ 弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定するのが非常に困難で、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。</p>
(4)航空攻撃	<p>ア 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、あらかじめ攻撃目標を特定することが困難である。</p> <p>イ 都市部の主要な施設やライフラインのインフラ施設が目標となることも想定される。</p>

2 緊急処理事態

市国民保護計画においては、緊急処理事態として、県国民保護計画において想定されている次の事態を対象とする。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
市域内における事態例

- ・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
市域内における事態例
 - ・ 大規模集客施設の爆破
 - ・ 列車等の爆破
- (2) 攻撃手段による分類
- ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
市域内における事態例
 - ・ ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
 - ・ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
 - ・ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
 - ・ 大規模貯水池に対する毒素等の混入
- イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
市域内における事態例
 - ・ 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
 - ・ 弾道ミサイル等の飛来